

長崎市公告第 77 号

公募型プロポーザル方式により業務委託の受託者を特定することとしたので、長崎市プロポーザル方式実施要綱（平成 21 年長崎市告示第 156 号。以下「要綱」という。）第 11 条の規定に基づき次の通り公告する。

令和 3 年 4 月 30 日

長崎市長 田 上 富 久



1 業務の概要

(1) 業務名

学校給食費管理システム構築業務

(2) 業務内容等

別に定める「学校給食費管理システム構築業務仕様書（以下「仕様書」という。）」による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 18 日（金）まで

(4) 履行場所

長崎市教育委員会学校教育部健康教育課
長崎市総務部情報統計課 ほか

(5) 業務の予算額（提案上限額）

システム構築経費 33,334,000 円（税込、運用経費は含まない）

2 提案資格

提案者が満たすべき要件（以下「提案資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則第 26 号）第 2 条第 1 項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第 2 項各号に該当しないと認められる者であること。
- (2) 長崎市競争入札参加資格有資格者名簿の業務委託において、参加表明書の提出期限までに「業種：コンピュータシステム操作・運用」、「業種：コンピュータシステム設計・開発」、及び「業種：コンピュータシステム維持管理」の全てに登録があること。
- (3) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 7 年 11 月 7 日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 24 年長崎市告示第 85 号）の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成 16 年長崎市告示第 305 号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成 24 年長崎市告示第 829 号）の規定による入札参加制限措置の期間中でない者であ

ること。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。
- (7) 委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。
- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）からプライバシーマークを付与されている者又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する JISQ27001（ISO/IEC27001）の認証資格を取得している者であること。
- (9) 過去 5 年以内に地方公共団体等において、学校給食費管理システムを構築し正常に稼働させた実績を有すること。
- (10) 本業務の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による連合体（以下「コンソーシアム」という）を結成する場合は、構成員全ての者が(1)から(8)までの要件を全て満たすものであること。ただし(9)は、構成員のいずれかの者が要件を満たす者であること。
- (11) (10)の場合において、同一コンソーシアムの構成員については、資本・人的関係（コンソーシアムの一構成員の代表者（入札・契約締結権限を有する受任者（以下「受任者」という。）を含む。）が、同一コンソーシアムの他の構成員の代表者（受任者を含む。）を兼ねている場合を除く。）がある 2 者以上の者が含まれることを妨げない。

3 説明書等の交付期間、場所及び方法

説明書は、長崎市ホームページからダウンロードして取得すること。

なお、ダウンロードによる取得が困難な場合、仕様書及び「様式 5_機能要件対応確認書」については、次のとおり交付する。

(1) 仕様書等の交付期間

公告日から令和 3 年 6 月 16 日（水）まで（長崎市の休日を定める条例（平成 5 年長崎市条例第 35 号）第 1 条第 1 項に規定する本市の休日を除く。）の午後 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(2) 仕様書等の交付場所

〒850-0032

長崎市桜町2番22号

長崎市教育委員会学校教育部健康教育課

4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1) 参加表明書の提出期限

令和3年5月13日(木)

(2) 参加表明書の提出場所及び提出方法

本手続に参加しようとする者は、以下に示す書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)その他宅配の方法により提出すること。電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。

ア プロポーザル参加表明書(第1号様式)

イ 担当者連絡先(様式ア)

ウ 「2 提案資格」の(8)を証明する書類の写し及び(9)を確認できるもの

エ コンソーシアムを結成する場合は、コンソーシアムの結成に係る協定書の写し及び代表者への委任状(任意様式)

5 提案書の提出要請等

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書(第2号様式)により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書(第3号様式)により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書(第2号様式)により通知するものとする。

通知予定日 令和3年5月17日(月)

6 説明書等に対する質問に関する事項

(1) 説明書等に対する質問

説明書等に対する質問は、所定の質問書(様式シ)を用いるものとし、電子メール又はファクシミリにより受け付ける。電話等の照会には応じない。

質問書(様式シ)に記載の上、電子メール又はファクシミリにより下記(3)に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続に関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 説明書等に対する質問の提出期限

令和3年5月13日(木)午後5時必着

(3) 質問書送信先

長崎市教育委員会学校教育部健康教育課

メールアドレス: kenkoukyouiku@city.nagasaki.lg.jp

FAX: 095-829-1298

(4) 質問に対する回答

令和3年5月21日(金)午後5時までに質問を取りまとめ、質問回答書(様式ス)

により提案資格を満たす者全てに直接電子メール又はファクシミリで回答する。

ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答した方がよいと思われるものについては適宜回答する。

7 提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提案書の提出期限

令和3年6月17日(木)午後5時まで(必着)(提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。)

(2) 提案書の提出場所及び提出方法

提案書の提出要請を受けた者は、説明書に記載している所定の要領に従って提案書及びその他必要となる書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)その他宅配の方法により提出すること。電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。

8 ヒアリングの実施

(1) ヒアリングの有無 有

提案者が11者以上あるときは、提案書の書面により一次審査を行い、ヒアリングの評価を除く「技術点」及び「価格点」の合計点上位10者に対し、ヒアリングの実施を依頼する。

(2) ヒアリング予定日: 令和3年7月1日(木)及び令和3年7月2日(金)

日時、留意事項等の詳細については、別途、ヒアリング予定表(様式セ)にて通知する。

9 受託者の決定

提出された提案書及びヒアリングを基に、特定審査委員会は、最も優れた者を受託候補者として特定する。

評価基準

大項目	中項目	配点
機能要件対応	機能要件対応	230
提案者の実績・資格等	・導入実績 ・要員の保有資格及び実績	20
構築方針、パッケージの概要	債権管理者、地域センター職員、学校職員それぞれの視点からのパッケージの特徴及びアピールポイント	30
業務効率化の提案	職員の負担軽減、業務効率化につながる提案	50
ソフトウェア	OS等バージョンアップ対応、拡張性等の優位性	10
ハードウェア	ハードウェア構成	10
体制・スケジュール	・体制及び役割分担 ・スケジュール	20
プロジェクト管理	プロジェクト管理方法	20
移行	データ・システム移行	20
研修	教育研修	20
コンサルティング	システム導入に伴う運用ルール、マニュアル策定及び職員への浸透方法	50
保守・運用支援	保守・運用支援の体制とサービスレベル	10
セキュリティ	セキュリティへの配慮	10
追加提案	他システムとの連携、オプション等の提案	20
ヒアリング（プレゼンテーション等を含む）		80
	総配点	600

委員名は、次のとおりとする。

区分	所属	職名	氏名
委員長	学校教育部	部長	大塚 潤
委員	総務部情報統計課	課長	橋 史賢
		上席専門官 (情報システム)	岩里 誠志
	理財部収納課	専門官 (税務)	宮川 隆弘
	中央総合事務所地域支援室	係長	村川 栄二郎

区分	所属	職名	氏名
委員	教育委員会教育総務部総務課	係長	山中 祐介
		係長	岡村 治

10 契約書作成の要否 要

1.1 その他

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づき、開示することがある。
- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。
- (7) 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。
 - ア 提案資格を満たさないこととなった場合
 - イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- (8) 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- (9) 受託者は、本業務を実施する場合には、担当課と密接に打ち合わせを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

担当課

〒850-8685 長崎市桜町2番22号

長崎市教育委員会学校教育部健康教育課（担当：兼頭、井下）

電話：095-829-1197 FAX:095-829-1298

Email: kenkoukyouiku@city.nagasaki.lg.jp